

「どうしたの？」って、  
お店の人が声を  
かけてくれたよ。

市は、「可児市子どものいじめの防止に関する条例」を施行しました。

これから事業者の皆さまにも地域の一員として子どもに対する見守り、声かけ等を行っていただき、子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることへのご協力をお願いします。

また、多くの市民と関わる人が多い事業所には、子どもたちやお客様、従業員への働きかけをしていただくことにより、社会的な効果や影響力があります。

事業所の皆さまには、いじめ防止に関するアイデアを出し、それぞれの取り組みをお願いします。

市民・事業者みんなで子どもが安心して過ごすことができる環境をつくり、「子育てするなら可児市に住みたい」といわれるまちにしていきたいと思えます。



## 取り組みの例

### 子どもたちへの働きかけ

#### 見守り・声かけ

日頃から子どもの様子を見守る。そして変だなと思ったら「どうしたの？」と声をかける。

### お客様（市民）への働きかけ

#### 「子どものいじめ防止」を宣言

事業所をあげて「子どものいじめをなくす」「いじめは許しません」「みんなで可児市の子どもを見守っていく」等の表明する。

#### 事業所のホームページやチラシへいじめ防止に関する事項の掲載

広告等にいじめ防止に関することを掲載する。

(例)「〇〇は子どものいじめ防止活動を応援します」



#### 店舗、事業所に啓発チラシを置く

多くの人の目に触れるところに子どものいじめ防止に関するポスターを貼ったり、チラシ類を手にとりて持っていただけるよう設置する。

### 従業員への働きかけ

#### 家庭での取り組みを従業員に呼びかける

家庭において、日ごろから子どもと一緒に学校の様子や友達のことなどを話し合う、いじめ防止パンフレット等を使っていじめについて話し合う等、社内報等で従業員の皆さんに働きかける。

上記のような取り組みをしていただくことにより、「可児市いじめ防止協力事業所」として認定します。

「可児市いじめ防止協力事業所の認定を受けるには申し込みが必要です。  
ぜひ応募をお願いします。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

認定事業所として紹介し、取り組みを広くPRしていきます。

認定後、「可児市いじめ防止協力事業所」  
として認定証やステッカーをお渡します。